

精神保健福祉制度と 自立支援医療について

岩手県精神保健福祉センター

本日の説明の流れ

- ◆ 精神保健福祉法について
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳について
- ◆ 自立支援医療(精神通院医療)について

精神保健福祉法について

精神保健福祉法について (1) 法律の目的

正式名称 **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**
(昭和二十五年五月一日法律第二百二十三号)

精神保健福祉法改正による第1条目的規定の追記 (赤色部分)

法改正後の第1条

(この法律の目的)

第1条 この法律は、**障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ**、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

※ 令和4年の法改正により、精神保健福祉法（正式名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」）の法目的として、**精神障害者の権利擁護を図ることが明確化**された。（令和5年4月1日施行）

精神保健福祉法について (2) 主な内容 ①

精神科病院 (第19条の7)

都道府県は、精神科病院を設置しなければなりません。

医療及び保護 (第21条、第29条、第33条)

精神障がい者の任意入院や措置入院、医療保護入院等が規定されております。

精神保健指定医 (第18条)

厚生労働大臣は、申請に基づき、措置入院や医療保護入院の要否、行動の制限等の判定を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医に指定します。

精神保健福祉法について (3) 主な内容②

精神保健福祉センター（第6条）

都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害に関する相談や知識の普及等を行う、精神保健福祉センターを設置することとされています。

精神障害者保健福祉手帳（第45条）

精神障がい者は、その居住地の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができます。都道府県知事は、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければなりません。

精神保健福祉相談員（第48条）

都道府県・市町村は、精神保健福祉センター・保健所等に、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じたり、精神障がい者及びその家族等を訪問して指導を行うための職員（精神保健福祉相談員）を置くことができます。

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から

県 = 都道府県及び指定都市

市 = 市町村

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き（法第33条）

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を説明した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意）市

※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）県

参考

- 様式19「医療保護入院者の定期病状報告書」に代わるものとして「医療保護入院者の入院期間更新届」を新たに作成。

【出典】
厚労省
資料

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合（家族等がその旨を明示していることが必要）についても、市町村長同意の依頼をすることができる（法第33条第2項）。

入院者訪問支援事業（法第35条の2）

県

- 都道府県及び指定都市は、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。
- 都道府県及び指定都市が、訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業・訪問支援員等の研修を開始。

【出典】
厚労省
資料

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

地域生活への移行を促進するための措置

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化 (法第29条の6)
- 地域援助事業者 (※) の紹介 (現行努力義務) を義務化するとともに、措置入院者にも適用 (法第29条の7 (法第33条の4で準用する場合を含む))

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者 (共同生活援助、訪問介護事業者等)。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。

市

措置入院時の入院必要性に係る審査 (法第38条の3)

- 措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要。

県

【出典】
厚労省
資料

参 考

- 措置入院時に都道府県から精神医療審査会に提出する資料として、「措置入院決定報告書」を新たに作成。

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

精神科病院における虐待防止措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修や普及啓発、相談体制の整備等を行う必要があり、指定医はそれに協力しなければならない (法第40条の2)。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、都道府県等に通報しなければならない (法第40条の3第1項)。
- 都道府県知事等は通報等に際し、病院の管理者に対して報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行い、改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる (法第40条の5、第40条の6)。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する (法第40条の7)。

参 考

- 精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県等における対応の流れをフローで示すなど、具体的な事務取扱を定めた通知を发出

【出典】
厚労省
資料

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

自治体の相談支援の対象の見直し (法第46条)

県 市

- 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象となる。

相談及び援助 (法第47条第5項)

県 市

- 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

留意点

- 法改正により、市町村が行う精神障害者やその家族等に対する「指導」は、「援助」に規定を変更。

(例) 第46条第3項

【現行】市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、(略)精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。

【出典】
厚労省
資料

【改正後】市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、(略)精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

精神保健福祉法について (4) 改正点

令和6年4月から (続き)

市町村への支援に関する都道府県の責務 (法第48条の3条)

県

市

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

参考

- 精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、(指定都市・保健所設置市以外の)市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。
- このため、今後関係省令や、精神保健福祉業務運営要領(通知等)において、精神保健に関する相談支援に関し、市町村が実施する内容について、具体化・明確化を図っていくことを検討中。

【出典】
厚労省
資料

精神保健に関する相談体制に整備に向けて

- 庁内及び庁外の相談窓口を把握
(福祉、障がい、母子、高齢者等)
- つなぐ時は、本人の了解を取って、相談先へ
事前に情報提供
- 相談者本人には、相談窓口を丁寧に伝える
(相談窓口の名称、連絡先(住所、電話番号)
担当者名)

精神障害者保健福祉手帳 について

◆ 法的根拠 精神保健福祉法 第45条

◆ 概要

- ・精神障がいのある方が一定の障がいにあることを証明するもの
- ・等級は1～3級(障害年金を受けている人は同じ等級で認定)

◆ 有効期間 2年間

◆ 対象

精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方(初診日から6ヶ月以上経過していることが必要)

◆ 受けられる主な支援の内容(等級により異なる場合があります)

- ・税制上の優遇措置(所得税・住民税の障害者控除、自動車税の減免等)
- ・生活保護の障害者加算(等級が1級・2級の方)
- ・公共交通機関の運賃割引(県内路線バス、IGR、三陸鉄道、航空会社等)
※JRは割引未実施

精神障害者保健福祉手帳(2) 等級について

1級

日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

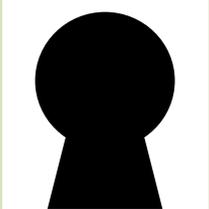
2級

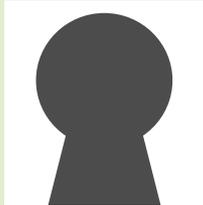
日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級

日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

精神障害者保健福祉手帳(3)

		交付日	●●年●●月●●日
		有効期限	●●年●●月●●日
		(更新)	年 月 日
		(更新)	年 月 日
		(更新)	年 月 日
		(更新)	年 月 日
氏名	岩手 太郎		
住所	岩手県盛岡市内丸10-1		
生年月日	昭和●●年●●月●●日		
障害等級	●級	手帳番号	0000000
自立支援医療費受給者番号	0000000		
		岩手県	公印
精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳			

障害者手帳 別冊			
氏名	岩手 太郎		
住所	岩手県盛岡市内丸10-1		
生年月日	昭和●●年●●月●●日		
障害等級	●級	手帳番号	0000000
自立支援医療費受給者番号	0000000		
岩手県			

精神障害者保健福祉手帳

手帳カバーに入った状態

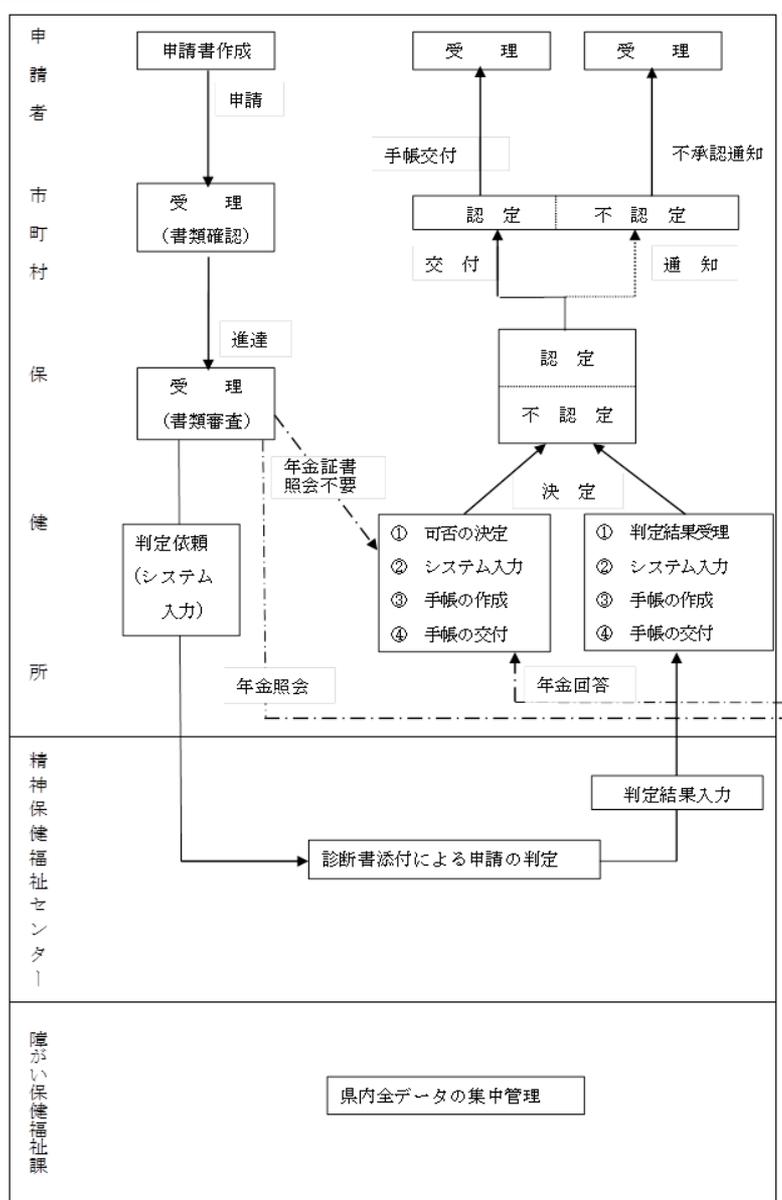
精神障害者保健福祉手帳(4) 岩手県における交付者数の推移



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
所持者数	9,308	10,035	10,975	11,947	12,452	13,332	12,913
増加数 (前年比)	845	727	940	972	505	880	▲419

(障がい保健福祉課調べ)

精神障害者保健福祉手帳(5) 手続きの主な流れ



市町村

- ◆ 必要な書類が揃っているか確認
- ◆ 記入漏れ等はないか確認

- ◆ 保健所にて発行された手帳を申請者に交付する

保健所

- ◆ 診断書不要のケースは保健所にて可否を決定
- ◆ 診断書による申請のケースは精神保健福祉センターに判定を依頼

- ◆ 手帳の発行

精神保健福祉センター

- ◆ 診断書による申請の判定

県庁障がい保健福祉課

- ◆ 県内全データの集中管理
- ◆ 公費負担請求データの管理

精神障害者保健福祉手帳(6) 申請に必要な書類等

1 障害者手帳申請書(様式第1号)

2 診断書(様式第3号)

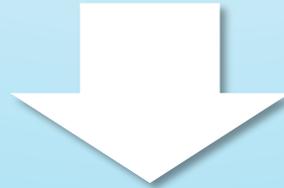
3 本人写真

4 障害者年金証書等の写し

5 マイナンバー確認書類

- ・1は更新の3ヶ月前から提出可能
 - ・2は精神障がいに係る初診日から6ヶ月を経過した日以後における診断書に限る
 - ・2または4どちらか一方の提出でよいものとする
 - ・3のサイズは(縦4cm×横3cm)で脱帽し上半身を写したものであること
 - ・4は精神障がいを事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類
- 詳細は「岩手県精神保健福祉手帳事務処理要領(R4.11.21改正)」を参照して下さい

手帳に写真の貼付がない場合



- 受けられないサービスがあることを説明して下さい
- 特に、県内路線バスにおいては割引の際に写真による本人確認が必要です
- 現在写真の貼付をしていない方が貼付を希望される場合は、「再交付申請書」とともに写真の提出を求め、保健所に進達して下さい

更新・変更期間中の取扱い



- 交付者の利便性を確保するため、更新・変更期間中は市町村より写しを発行することができます
- 写しについては、更新完了後に必ず回収するよう御協力をお願いします

障害者年金証書の確認について



- ・障害者年金証書については「今現在」障害者年金を受給していることを確認して下さい

例)現在、老齢年金を受給している方で、過去に精神障害を事由とする障害者年金を受けていた場合、診断書が必要となります

- ・その様な際には申請にあたって診断書が別途必要になる旨、窓口で説明願います

県をまたぐ転出入

県内 ⇒ 県外 への転出

転出前の市町村で行う事務はありません

県外 ⇒ 県内 への転入

(必要書類)

- ・申請書(様式第1号)
- ・居住地変更届・氏名変更届(様式第5号)
- ・本人写真
- ・転出前に交付されていた手帳

県内での転出入

県内 ⇒ 県内 への転出

転出前の市町村で行う事務はありません

県内 ⇒ 県内 への転入

- ・居住地変更届・氏名変更届(様式第5号)
- ・手帳の写しを保健所に進達する

※詳細は事務処理要領をご確認下さい

自立支援医療 (精神通院医療)について

自立支援医療(精神通院医療)(1) 制度について

◆ **法的根拠** 障害者総合支援法 第52条～第69条

◆ **概要**

統合失調症等の精神疾患の治療のために、通院医療費が公費で負担される制度

◆ **有効期間** 1年間(再認定の場合、診断書の提出は2年に1回)

◆ **対象**

精神疾患を有する方で、通院による医療を継続的に必要とする方

◆ **支援の内容**

自己負担は原則1割(所得に応じて自己負担上限額が設定)

(一)		(二)	
自立支援医療受給者証(精神通院)			
公費負担者番号		重度かつ継続	
自立支援医療費受給者番号			
受 診 者	フリガナ氏名		指 定 医 療 機 関 名
	生年月日		
	住 所		
	被保険者証の記号及び番号		
	保険者名		
保 護 者 満 の 場 合 18 歳 未 満	フリガナ氏名		
	続柄		
	住 所		
上記のとおり認定する。 岩手県知事			
	所在地電話番号		
	支給要件の確認方法	<small>※支給認定時に実施した支給要件の確認方法を記載すること</small>	
	自己負担上限額		
	有効期間		

年度

自己負担上限額管理票

受給者番号 _____

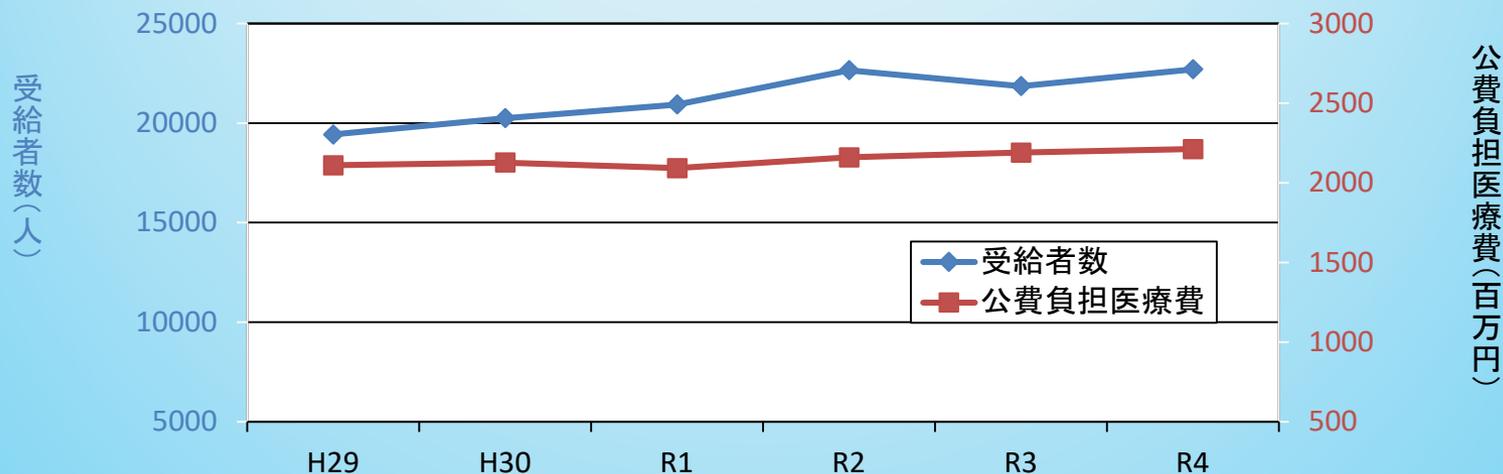
受給者氏名 _____

自立支援受給者証

上限負担額管理票

自立支援医療(精神通院医療)(3) 岩手県における受給者統計

◆受給者数と公費負担医療費の推移



	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
受給者数(件)	19,424	20,244	20,934	22,655	21,858	22,698
公費負担医療費(百万円)	2,110	2,127	2,092	2,160	2,190	2,212

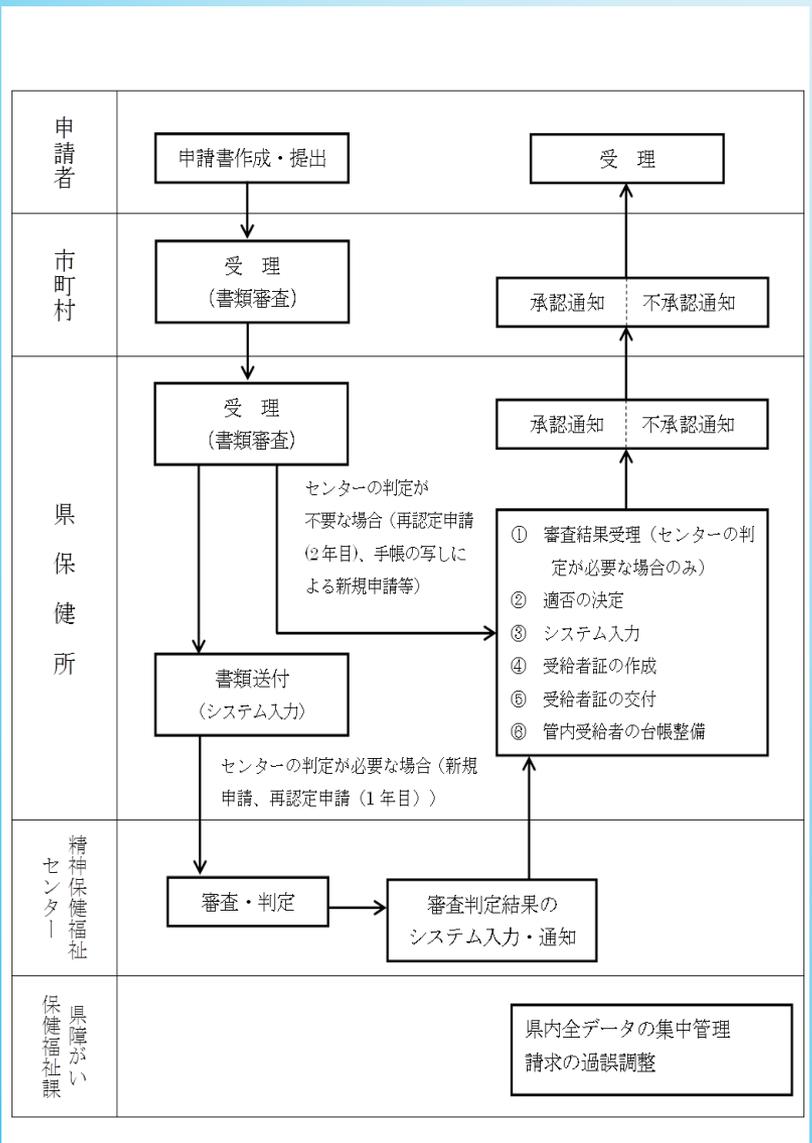
◆令和4年度疾患別内訳

(障がい保健福祉課調べ)

統合失調症	気分障害	器質性精神障がい	精神作用物資による精神障がい	その他	計
7,171	7,357	693	450	7,027	22,698
31.6%	32.4%	3.1%	2.0%	31.0%	100.0%

(障がい保健福祉課調べ)

自立支援医療(精神通院医療)(4) 手続きの主な流れ



市町村

- ◆ 必要な書類が揃っているか確認
- ◆ 記入漏れ等はないか確認
- ◆ 所得区分の確認
- ◆ 保健所にて発行された受給者証を申請者に交付

保健所

- ◆ 診断書不要のケースは保健所にて可否を決定
- ◆ 診断書による申請のケースは精神保健福祉センターに判定を依頼
- ◆ 受給者証の発行

精神保健福祉センター

- ◆ 申請の判定

県庁障がい保健福祉課

- ◆ 県内全データの集中管理
- ◆ 請求の過誤調整

1 支給認定申請書(様式第1号)

2 診断書(様式第2号)

3 健康保険証

4 所得が確認できる書類

5 マイナンバー確認書類

- ・1は更新の3ヶ月前から提出可能
 - ・2は新規の場合は精神保健福祉手帳の写しでも申請可能
 - ・2は精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合は手帳の様式を使用すること
 - ・3は生活保護受給者の場合は、受給を証明する書類等の写しを提出
- 詳しくは「岩手県自立支援医療費(精神通院医療)事務処理要領(R4.11.21改正)」
を参照して下さい

◆ 同時申請

同時申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳用の診断書のみで申請することが可能です

◆ 有効期限の短縮

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の受給者証の有効期限の終期が異なるために同時申請ができない場合、自立支援医療の受給者証の有効期限を短縮し、精神障害者保健福祉手帳の有効期限に合わせることが可能です

※申請者から同意が得られた場合で、自立支援医療の申請を受け付けた時点で手帳の有効期限が1年未満である場合に限る



2ヶ所の指定自立支援医療機関の受診を希望する事例



- **本制度の対象となる指定自立支援医療機関(病院(診療所含む)、薬局)は原則それぞれ1ヶ所です**
- **当該医療機関で行うことができない医療行為があり、医療に重複がない場合に限り、複数の医療機関の指定を認めることがあります**

他県で転出手続きをせずに、岩手県に転入する事例



- 他県の受給者証は使用できません
- 転入前の市町村で、転出の手続きを行ったか確認が必要です(資格喪失届の提出の有無等)
- 転入前の市町村から、診断書等の書類の取り寄せが必要な場合は、申請者から同意書をもらう必要があります

自立支援医療(精神通院医療)(10) 転出入の手続き

県をまたぐ転出入

県内 ⇒ 県外 への転出

(必要書類)

- ・資格喪失届(様式第1号)
- ・受給者証(申請者には写しを渡す)
- ・市町村にて控えている診断書の写しを渡す

県外 ⇒ 県内 への転入

(必要書類)

- ・申請書(様式第1号)
- ・他都道府県で発行された受給者証の写し
- ・他都道府県で発行された診断書の写し(※)
- ・被保険者証等
- ・所得区分確認書類

県内での転出入

県内 ⇒ 県内 への転出

転出前の市町村で行う事務はありません

県内 ⇒ 県内 への転入

(必要書類)

- ・自立支援医療受給者証等記載事項変更届(様式第7号)
- ・変更事由を確認する書類(被保険者証等)
- ・受給者証(確認のみ行い、保健所には写しを進達する)

※詳細は事務処理要領をご確認下さい

御清聴ありがとうございました